

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 21 年度

条 例 名		神奈川県屋外広告物条例	
条 例 番 号	昭和 24 年神奈川県条例第 62 号	法 規 集	第 12 編第 5 章
所 管 部 局 室 課		県土整備部都市整備公園課	
条 例 の 概 要		屋外広告物法に基づき、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件について、規制に関する事項及び地域の景観形成のために必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	
	必要性 <small>(現在でも必要な条例か。)</small>	本条例は、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止を図るため、屋外広告物法に基づき屋外広告物の表示等に関する基準を定めているものであり、現在でも必要である。	
	有効性 <small>(現行の内容で課題が解決できるか。)</small>	屋外広告物の規制に関する事項を定めることで、良好な景観の形成等に有効に機能しているが、今後、屋外広告業の登録制度を導入することにより、不良業者の排除及び良質な業者の育成を図り、違反屋外広告物等が表示されない体制を構築する必要がある。	
	効率性 <small>(現行の内容で効率的といえるか。)</small>	現行制度では違反を繰り返しても営業上のペナルティーがないため、不良業者に対する指導を効率的に行うことが困難である。また、県内全域で屋外広告業を営むには、5 県市 () へ届出が必要であることから事務が効率的でない。	
	基本方針適合性 <small>(県政の基本的な方針に適合しているか。)</small>	自然や歴史的・文化的な景観の保全とともに、調和のとれた都市景観を実現するとして「神奈川力構想」の「美しく住みやすい住まい・まちづくり」の方向性に適合している。	
	適法性 <small>(憲法、法令に抵触しないか。)</small>	屋外広告物法に基づく内容となっており、憲法、法令等に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		不良業者を排除し、良質な業者を育成するため、より抑止力のある屋外広告業の登録制度の導入を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	(有) 無